

## 江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 江・浅井三姉妹博覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、この要綱の定めるところにより、長浜市民又は米原市民が江・浅井三姉妹博覧会（以下「博覧会」という。）を盛り上げるために実施する事業で、創意と工夫を凝らした事業（以下「博覧会協賛事業」という。）に対し、支援金を交付するものとする。

### (支援対象)

第2条 支援対象は、複数の長浜市民又は米原市民等で構成される長浜市内又は米原市内に活動の拠点を置く団体、事業所、サークル等のうち、政治活動及び宗教活動を主たる目的としていない団体とする。

### (支援対象事業)

第3条 博覧会協賛事業として支援金の対象となる事業は、博覧会を盛り上げるために市民の発意により実施される創意と工夫を凝らした事業で、かつ長浜市内又は米原市内で実施される事業とする。

2 事業の内容が、下記のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 博覧会の開催を記念し、祝う事業
- (2) 浅井三姉妹を地域のブランドとして育てる事業
- (3) 長浜又は米原ならではの歴史・伝統・文化を学び、親しむ事業
- (4) 長浜又は米原の魅力を発信する事業
- (5) 長浜又は米原の新たな文化・魅力を創造する事業
- (6) 長浜又は米原ゆかりの地域との交流促進に寄与する事業
- (7) 長浜市又は米原市の活性化に寄与する事業
- (8) 実行委員会会長が博覧会を盛り上げるために必要と認める事業

3 ソフト事業を基本とする。

4 営利を目的とした事業及び他の助成等を受けている事業は、対象事業としない。

5 平成23年8月20日から平成23年12月4日までの間に開催される事業を対象とする。

### (支援対象経費)

第4条 支援金の交付対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち、団体の管理運営経費、飲食経費、その他実行委員会が不相当と認める経費を除いたものとする。

### (支援金)

第5条 支援金の額は、1事業につき25万円を上限とし、支援金の額の総額は予算の範囲内とする。

(事業の募集)

第6条 実行委員会は、支援金の対象となる事業を決定するために、期間を定めて募集するものとする。

(交付申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)

(審査)

第8条 会長は、申請書の提出があったときは、支援金の交付の可否及び支援金の額について審査するものとする。

(交付決定)

第9条 会長は、前条の規定による審査の上、内容を適当と認めるときは、支援金の交付決定を行い、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 3 会長は、支援金を交付しないことを決定したときは、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金不交付決定通知書(別記様式第4号の2)により、申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は変更)

第10条 支援金の交付決定を受けた団体等(以下「交付決定者」という。)は、支援事業を中止又は事業内容を変更しようとするときは、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業変更(中止)承認申請書(別記様式第5号)を提出し、あらかじめ、会長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業が完了したときは、終了後30日以内に、次に掲げる書類を添えて、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業完了報告書(別記様式第6号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(別記様式第7号)
- (2) 収支決算書(別記様式第8号)
- (3) その他参考となる資料(パンフレット、写真等)

(支援金の額の確定)

第12条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査の上、支援金の額の確定を行い、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金確定通知書(別記様式第9号)により、交付決定者にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付)

第13条 支援金の交付は、精算払いとする。ただし、支援金の交付目的を達成するために会長が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 交付決定者は、支援金の精算交付を受けようとする場合は、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金交付請求書(別記様式第10号)を、概算交付を受けようとする場合は、江・浅井三姉妹博覧会協賛事業支援金概算交付請求書(別記様式第11号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請又は不正行為をしたとき
- (2) 申請者がこの要綱に違反したとき
- (3) 交付決定に付された条件に違反したとき

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。